

「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」等の一部改正に係わる認証の一時停止について

2020年3月25日に「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」が改正され、「水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準」の六価クロム化合物の基準値が0.005mg/Lから0.002mg/Lに、「給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準」の六価クロム化合物の基準値が0.05mg/Lから0.02mg/L強化されました（2020年4月1日施行）（末端給水用具は2021年3月31日まで経過措置）。

品質認証センターは、2019年10月3日付の文書(191003A品260)において、認証取得者様へ認証登録番号ごとに改正基準適合を確認し報告いただくよう通知していましたが、下記の表にある登録については、新基準適合が確認できていない状態にあり、「品質認証マーク使用許諾等に係る認証基本契約書」の「認証品が審査基準に適合しない場合の措置」の第17条1号により、認証の一時停止を行います。あわせて、「品質認証業務規則(JWWA-H106)」第28条により公表します。

2021年4月1日現在

No.	認証取得者	住所	認証登録番号	認証登録品の種類	品名、型式又は略号
1	株式会社 OSGウォーターテック	埼玉県川越市下松原665-2	B-94	ウォータークーラー	全認証登録品
2	価値開発 株式会社	東京都千代田区岩本町1-12-3 山崎共同ビル3階	W-33	浄水器 I 形	全認証登録品
3	長田電機工業 株式会社	愛知県名古屋市緑区大高町字 中道11	E-330	開閉制御用弁	全認証登録品